

## 松ヶ岡（旧山崎家住宅）の修復事業について

## ○事業概要

松ヶ岡（旧山崎家住宅）の良好な活用と維持管理を図るためには、その破損状況等の現状並びに建物の耐震上の構造等を把握した上で、保存修復事業を推進することが期待される。本事業は、重要文化財と同等の内容により実施するため、各建物の破損状況並びに耐震上の基礎診断を行い、その保存修復計画を策定し、修復設計書の作成を行うものである。

## ○耐震診断の内容について

「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年4月8日 文化財保護部長裁定）に基づいて基礎診断を行い、「松ヶ岡の耐震補強計画についての提案書を作成する。

## ・診断の方法

限界耐力検査法による木造軸組工法の耐震設計法によって診断を行う。その骨子は大地震として450galの地震動を想定し、当建物の応答が1/20radに収まるか否かによって耐震性能を評価する。計算式・部材の復元力特性等は、「伝統構法を生かす木造耐震設計マニュアル」（木造軸組構法建物の耐震設計マニュアル編集委員会）による。土壁は耐力要素として扱うが、板壁は耐力要素として扱わない。地盤の状況については、周辺の地質調査結果、静岡県地盤分類図及び静岡県地質断面図を参考データとして研鑽する。

## ・破損調査及び修理計画策定について

「松ヶ岡」の破損調査及び耐震上の構造診断を踏まえて、その修理計画並びに修理設計書の作成を行うものである。

## ・破損調査

各建物等の現状を調査し、その破損状況と破損の原因等を勘案して修理方針を検討・策定する。

○業務委託名 平成26年度 松ヶ岡（旧山崎家住宅）耐震診断及び修復計画業務委託

○実 施 業 者 一般財団法人 京都伝統建築技術協会 理事長 中村昌生

○業務委託期間 平成27年2月19日から9月30日まで

## ○スケジュール表

|       | 平成27年<br>2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 業務委託  | —————       |    |    |    |    |    |    |    |
| 整備委員会 |             | ●  |    |    | ●  |    |    | ●  |

○全体スケジュール表

| 年度          | 平成26年度              | 平成27年度                                      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度       | 平成31年度        |
|-------------|---------------------|---|--------|--------|--------------|---------------|
| 松ヶ岡<br>修復事業 | 耐震診断・<br>修復計画<br>立案 | 社会資本総合整備計画(旧まちづくり交付金)申請<br><br>歴史まちづくり交付金申請 | 実施設計   | 修復工事   | 修復工事         | 公開            |
| 整備委員会       | 整備委員会<br>発足         |   |        |        |              |               |
| 文化財<br>指定   |                     | 市指定文化財                                      |        |        | 静岡県指定<br>文化財 | 重要文化財<br>指定申請 |

○現在の所見

・「主屋」、「二階屋」、「新座敷」

(破損状況)

イ、「主屋」東半部の旧規は広い土間で、聞き取りによると、その前半部には“番頭部屋”や“女中部屋”があったと云うが、近年、土間部分をすべて居室に改修されている。

ロ、「新座敷」背面の屋根に雨漏りがあり、軒回りや小屋組材に腐朽が進行している。

ハ、各建物共、一部の壁にチリ切れや汚損がみられる。

(修理方針)

イ、「主屋」東半部の後補が明らかな居室部を除去し、旧規の“番頭部屋”や“女中部屋”“台所”等をできるだけ整備して、土間回りを旧に復する。

ロ、「新座敷」背面屋根の雨漏りの要因となっているコンクリート部分を撤去して、屋根回りを整備する。

ハ、「主屋」式台、土間及び「二階屋」、「新座敷」等の建物周囲の雨落ち内・軒下土間叩きを補修する。

・「長屋門」

(破損状況)

イ、正背面の雨落ち内土間が凸凹に破損している。

ロ、内部、間仕切りの軸部、造作材仕口の弛緩が顕著で、一部の壁は下地、木舞ごと面外に外れ損ねている箇所もある。

ハ、“西半部・部屋”の床カ回りは、近年になって新建材で改修されている。

(修理方針)

イ、弛緩している軸部及び造作を補修し、後補の造作箇所をできるだけ繕って整備する。

ロ、内部壁の破損箇所を修理し、また、内外の土間叩きを補修する。

### ・「米 蔵」

(破損状況)

- イ、庇の屋根瓦に茅の葺き乱れが生じている。
- ロ、内外の壁に部分的な剥落が進行している。
- ハ、内部一面にあった旧規の床カが外され、出入口の建具装置も一時的な構に改変されている。

(修理方針)

- イ、庇屋根瓦の葺替え修理をする
  - ロ、内外の壁を、全面塗直し修理する。
  - ハ、出入り口の建具装置及び内部造作の破損箇所をできるだけ繕いを施す。
- ニ、正面の雨落ち内に、葛石を据えて土間叩きを整備する。

### ・「納 屋」

(破損状況)

- イ、屋根瓦の葺足に乱れが生じている。
  - ロ、内外共に、壁の剥落・破損が顕著である。
  - ハ、出入り口の建具装置に弛緩・破損がみられる。
- ニ、「主屋」との“繋ぎ土間”部分は、軸部、屋根共に部材の弛緩、破損が顕著である。また、土間回りのコンクリート囲いにも破損箇所がある。

(修理方針)

- イ、屋根瓦の全面葺替と外部壁の塗直し修理をする。
- ロ、“繋ぎ土間”回りの破損箇所をできるだけ繕い整備する。

### ・「味噌蔵」、「北蔵」、「西蔵」、「奥蔵」

(破損状況)

- イ、各蔵を繋ぐ一連の前面庇屋根・波鉄板葺は錆等で荒廃し、一部の小屋・木部材にも腐朽破損の進行がみられる。
- ロ、各蔵の内部造作部材に腐朽・破損箇所が散見され、一部に蟻害もみられる。

(修理方針)

- イ、一連の前面庇屋根の木部破損箇所をできるだけ繕い整備し、波鉄板葺の全面葺替え修理をする。
- ロ、各蔵の内部造作の腐朽・破損箇所を繕い、庇内の土間もできるだけ繕い整備する。

### ・「外周堀」

(破損状況)

- イ、控柱建て板壁塀はその大半が屋根瓦や腰板が欠失し、屋根・腰板共に一時的な鉄板張に改変されているが、その塀も一部に軸部の倒壊や腰板の破損等が進行している。

(修理方針)

- イ、破損箇所を繕うと共に、改変された箇所は旧規に復して整備する。

### ・「屋敷庭園、その他」

(破損状況)

- イ、邸内・樹木の枝葉が徒長し、また、景石の一部にも崩れがあって屋敷庭園全般の景観を損ねている。

ロ、邸内の乾隅に所在する「祠」の屋根・瓦棒鉄板葺材の劣化・破損が進行している。

(修理方針)

イ、樹木の剪定及び景石の崩れ等をできるだけ繕い整備する。

ロ、「主屋」の背面にある後設の「新風呂、便所棟」は撤去する。

ハ、邸内「祠」の屋根、瓦棒鉄板葺を補修する。

ニ、建物の“耐震予備診断”の結果、「主屋」、「二階屋」、「新座敷」については“適切な耐震補強がのぞまれる”との結果がでたので、これについての対策工事を施工する。